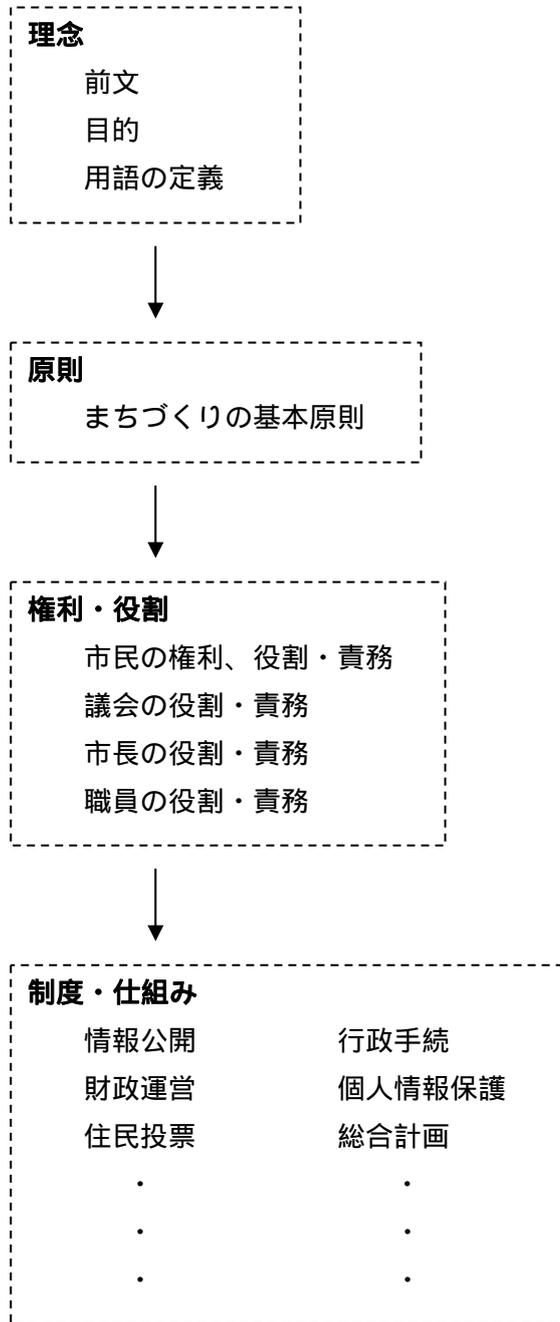
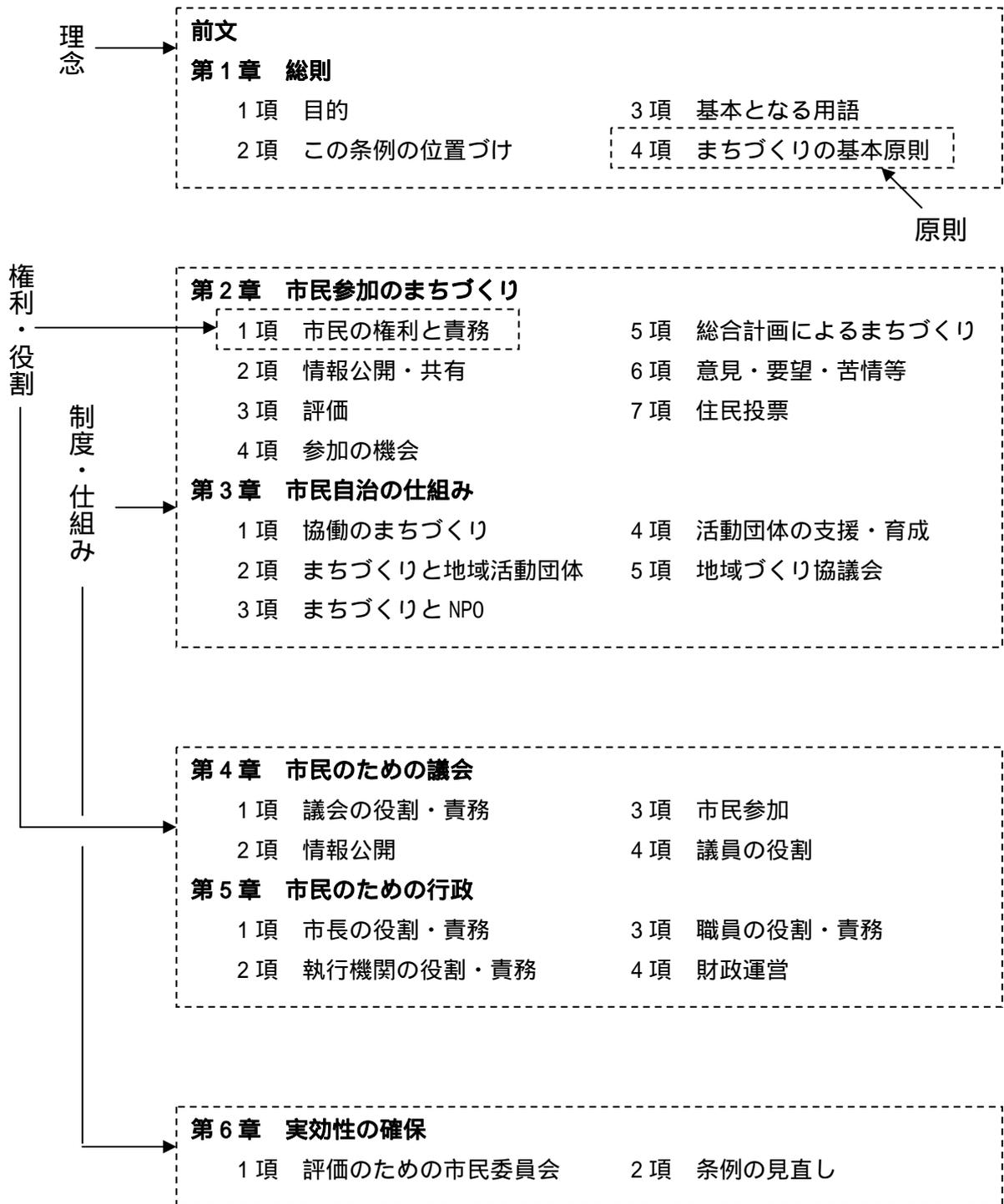


自治基本条例の一般的な構成

自治基本条例の構成は、自治体によって様々であるが、一般的には下記のような場合が多い。



「市民自治によるまちづくり基本条例」策定に向けた提言書の構成



豊田市まちづくり基本条例の構成

理念

前文

基本理念

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 この条例の位置づけ

原則

第2章 まちづくりの基本的な原則

第4条 市政への参画

第6条 情報の共有

第5条 共働によるまちづくり

第7条 説明責任

権利・役割

第3章 自治を担う主体

第1節 市民

第8条 市民の権利

第9条 市民の責務

第2節 議会

第10条 議会の責務

第11条 議員の責務

第3節 執行機関

第12条 市長等の責務

第13条 職員の責務

制度・仕組み

第4章 参画と共働

第14条 市民の参画の推進

第15条 住民投票

第16条 共働の推進

第17条 都市内分権の推進

第18条 地域自治区の設置

第5章 市政運営の基本事項

第19条 情報の取扱い

第20条 行政評価

第21条 財政運営

第22条 市民の要望の取扱い

第23条 総合的な市政運営

第24条 執行機関の組織

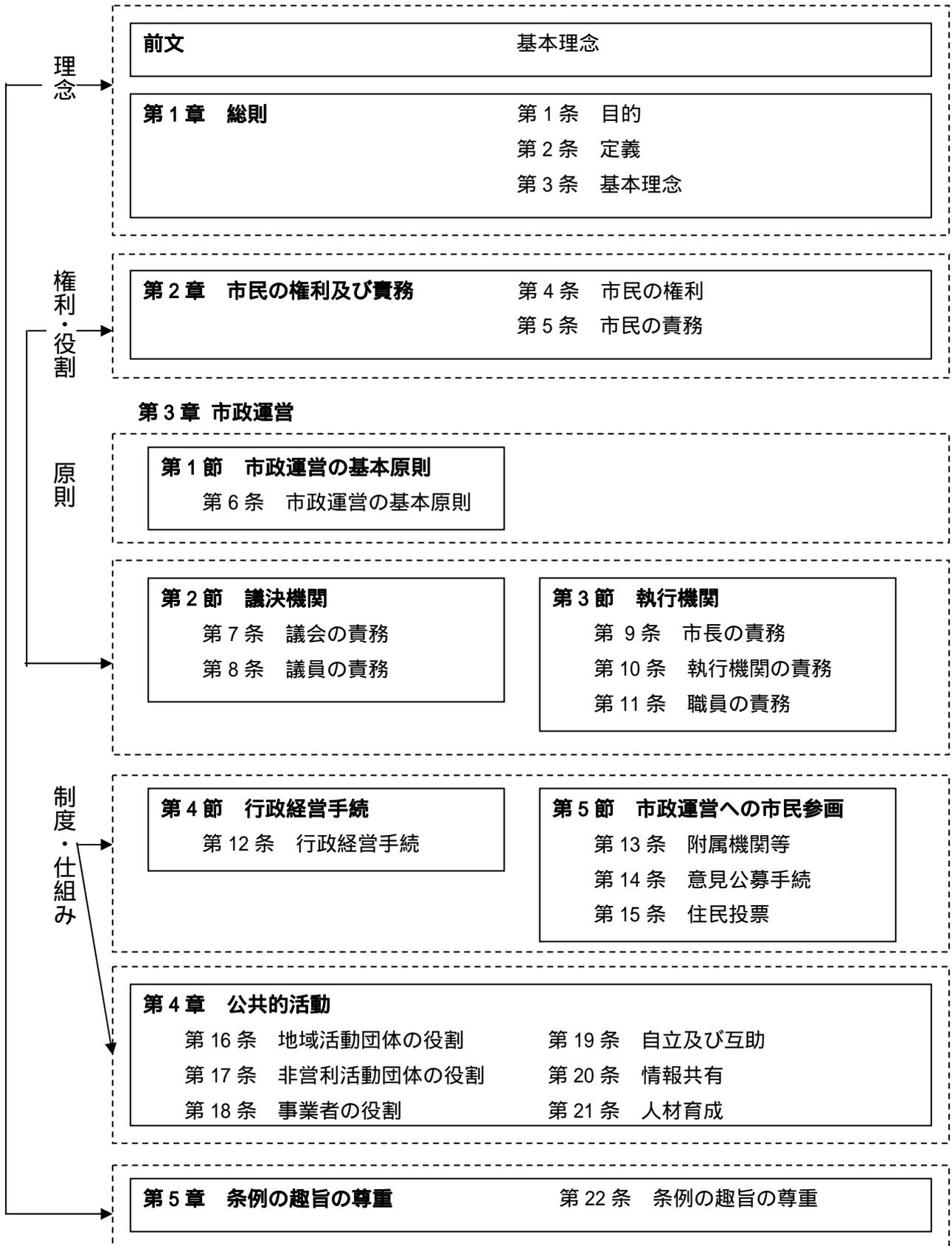
第25条 行政手続

第26条 条例の制定及び法令の活用

第27条 法令の遵守

第28条 国及び他の地方公共団体との連携及び協力

宇都宮市自治基本条例の構成



流山市自治基本条例の構成



飯田市自治基本条例の構成

